

岩手県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
まやま薬局	盛岡市月が丘三丁目40番37号	盛岡市月が丘三丁目40番26号	精神通院医療	平成29年12月10日